世田谷クリーン通信

2019 年 5 月 30 日 (ごみゼロ day) ~第 5 号~

早くも沖縄は梅雨入り。屋久島での大雨は想像を絶するものであったとお見舞い申し上げます。近年の異常気象が私たち人間の活動に起因するものであれば、私たちがコントロールすることもできるのではないでしょうか。小さな事の一つ一つの積み重ねが、このような異常気象を抑え、安心して生活できる方向へ向かうことを願って止みません。

積み重ねが大切

特集「廃棄物処理費用(一般廃棄物)について」

廃棄物の処理費用=収集運搬費用+処分費用

収集運搬費用・・・清掃工場までの運搬費用

①業者に委託 ②自ら運搬 ③区収集 のどれを利用するのかによって金額が違います。

処分費用・・・・・清掃工場で焼却(中間処理)し、灰を埋立(最終処分)するまでの費用金額は、清掃一組^{※1}の条例により**一律15.5円/kg**と規定されています。

**1清掃一組とは23区内にある21の清掃工場を運営するために、23区が共同 設置している特別地方公共団体、東京二十三区清掃一部事務組合の略称です。

ごみってお金 がかかるね…

★リサイクルする場合の費用 ~売却できる資源もあります~

コピー用紙や段ボールなどの紙類は分別し、量がまとまれば再生資源業者に買い取ってもらえます。その場合、収集運搬費用(業者との契約内容により金額が異なる)のみで済み、費用が抑えられ、かつごみ量も減らせます。自ら運搬する場合は、収集運搬費用も不要になりますが、まとまった量(業者と要相談)にする必要があるため、ストックする場所が必要になります。リサイクルに回したいけど、自ら運搬は難しい場合には、「事業系リサイクルシステム」のご利用をお勧めします。区収集より、安価に設定されています。申込は当課まで!

※「事業系リサイクルシステム」については世田谷区のホームページでもご覧いただけます。



注意)産業廃棄物は処分方法が様々で、処分費用にも規定料金はありません。

~収集形態による違いを見てみましょう~

① 業者に委託する場合

「許可業者は、条例の金額を超える料金を受けてはならない」と法(第7条第12項)で 定められていますので、区収集の処理費用(収集運搬費用と処分費用を含む(後述))を定める 条例規定額を超える金額で契約することはできません。区収集の方が安いのではないかと思う 方が多いようですが、許可業者の方が区収集より高いということはありえません。

② 自ら運搬する場合

収集運搬費用は不要になります。<u>処分費用のみ</u>清掃一組に<u>15.5円×ごみ量(kg)</u>の 支払いが必要です。継続的に運搬する場合には清掃一組に搬入用カードの発行を申請でき、 料金は後払いになります。臨時の場合は清掃事務所での荷物の確認と申込手続きが必要で、 料金は現金払いです。詳しくは当課又は管轄の清掃事務所までお問い合わせください。



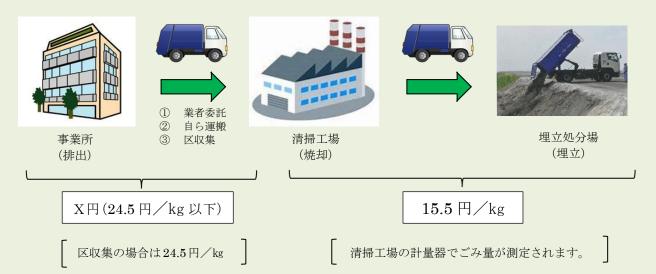
③ **区収集の場合** (廃棄物の排出日量が10kg未満の事業者に限る)

コンビニ等で販売している有料ごみ処理券の貼付が必要です。金額は区の条例で下表の基準により規定されています。(10%券10枚760円、45%券10枚3420円)

<条例抜粋>

区 分	手 数 料
1 1日平均10キログラムを超える量の	1日10キログラムを超える量1キログラムにつき
家庭廃棄物を排出する占有者*1	4 0円
2 事業系一般廃棄物を排出する事業者	1キログラムにつき 40円
	ただし、有料ごみ処理券を添付して排出するときは、
	10リットルまでごとに 76円*2

- *1家庭廃棄物は、10kg/日まで 無料。超えると有料
- *2 1 kg=40 円 (15.5 円の処分費 用を含む)とし、10 以=1.9kg として換算(76円)



★ 安ければいいってもんじゃない!! ~排出者の意識改革が必要~

もともと廃棄物はぞんざいに扱われる性質のものですので、それだけに規制が厳しい上、 廃棄物処理の最大の責任は排出者にあります。不適正な処理により、生活環境の保全上 支障が生じた場合、排出者に措置命令(現状回復等)が課される場合もありますので、 注意が必要です。

少なくとも許可業者が適正に収集運搬できる費用を相応に負担することが必要です。



★ 仲介業者などの第三者を頼らず、自分で契約を!

排出事業者は、委託する処理業者を自らの責任で決定すべきであり、廃棄物の種類や量、料金などの根幹的内容は第三者に委ねるべきではありません。あっせん等を行った第三者に対する仲介料等が発生し、処理業者に適正な処理費用が支払われなくなり、不法投棄などにつながるおそれがあります。

★ 処分(焼却・埋立)にかかる費用は各区がごみ量に応じて分担しています。

23区が共同設置している清掃一組の年間経費は数百億円に上り、手数料や売電収入、国庫支出金などによる歳入分を差し引いた残りは、23区がごみ量(家庭ごみを含む)に応じて分担しています。世田谷区の分担額は、ここ数年は30~35億円になっています。

区から発生するごみの量が増えれば全体の経費も増え、区として分担する金額も増えます。 **減れば減る**という構造ですので、ごみの排出抑制の効果は、環境対策と同時に税金の使途に も反映されます。**減量にご協力ください!**

~編集後記~

◎許可業者との契約や資源化の向上などについて課題をお持ちの方はご相談ください。 また、特集記事のリクエストや投稿などもお待ちしています。